

大阪府営業時間短縮協力金のご案内

◆ 概要

緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和3年1月14日から2月7日の25日間、**営業時間短縮の要請**(以下「要請」)に全面的にご協力いただいた**飲食店等**に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に**営業時間短縮協力金**を支給します。

◆ 対象者(主な支給要件)

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

(1) 大阪府内に要請対象施設(店舗)を有すること。※裏面の「対象施設及び要請内容」を参照してください。

(2) 感染拡大予防ガイドラインを遵守し、大阪府の要請にご協力いただいていること。

※ご協力いただいた期間により、支給額が変わります。(下記①・②の例など)

※通常営業時間が午前5時から午後8時までの店舗は、本協力金の支給対象外となります。

	1/14	1/18	2/7 終了	支給額	
①	開始	時短要請(休業も含む)を遵守 ステッカー登録・掲示済		150万円	協力金の支給は 1店舗につき、 1回に限ります
②	←準備期間→	開始	時短要請(休業も含む)を遵守 ステッカー登録・掲示済	126万円	

※ステッカーの取扱いなど詳細は、大阪府のホームページや募集要項をご確認ください。

◆ 申請手続

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認くださいのうえ、大阪府営業時間短縮協力金申請システムにアクセスし、申請してください。

大阪府営業時間短縮協力金(大阪府ホームページ)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozukantansyuku/index.html>



【申請受付期間】 令和3年2月8日(月曜日) から3月22日(月曜日) まで

※オンライン申請ができない方は郵送申請がご利用いただけます。(郵送については府ホームページ、又は裏面の問合せ先までお問い合わせください)

◆ 対象施設及び要請内容

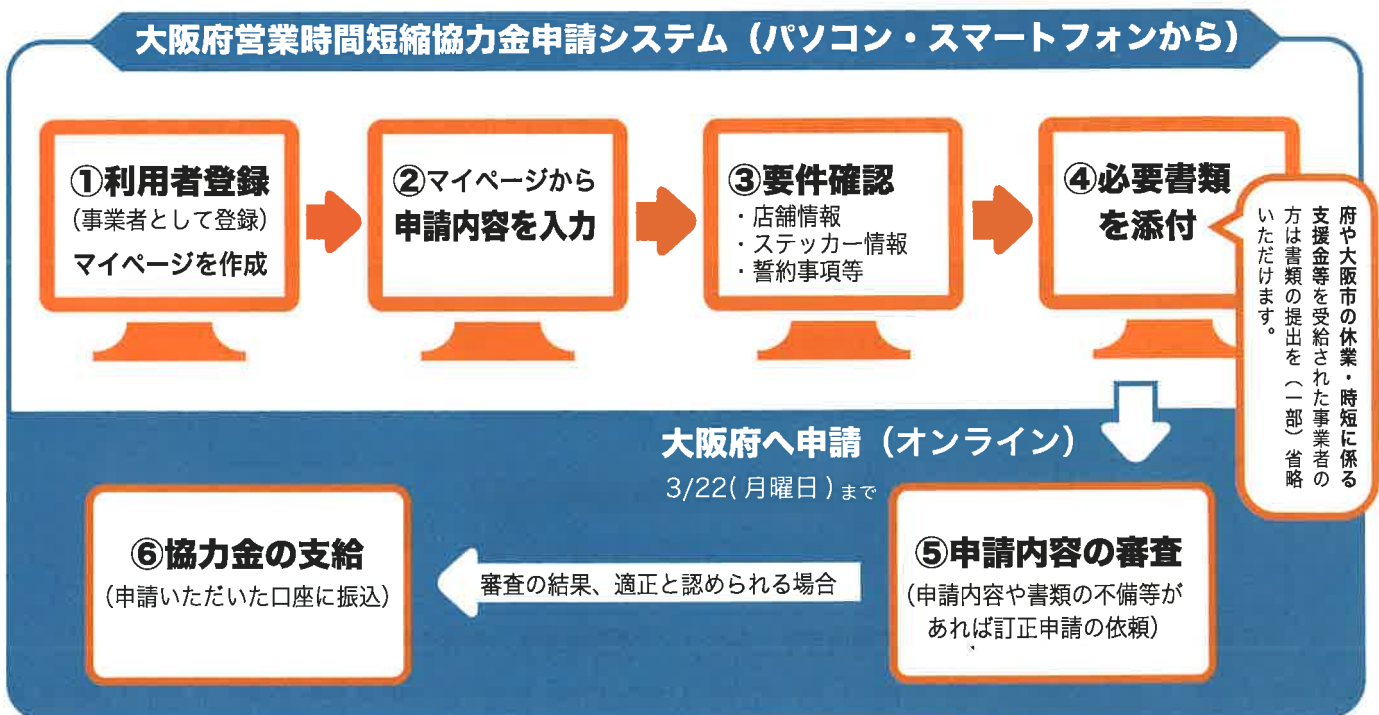
対象施設	要請内容
【飲食店】 ・ 飲食店（居酒屋を含む） ・ 喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 ・ バー、カラオケボックス等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）	営業時間短縮 午前5時～午後8時を要請 ※ただし、酒類の提供については 午前11時～午後7時まで

【営業時間短縮要請等について】

緊急事態措置コールセンター

☎ 06-4397-3268（平日のみ午前9時から午後6時）※ 土日及び祝日は対応していません。

◆ 協力金の申請～支給までの大まかな流れ



※ 注：大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪府ホームページや募集要項をご確認ください。

◆ 問合せ先

本協力金の申請等に関する問合せ先として、次のコールセンターを開設しています。

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

☎ 06-6210-9525（平日、土曜日のみ午前9時から午後7時）

※ 日及び祝日は対応していません